

別紙(職員周知用)

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」

が令和3年6月11日に公布され、健康保険法・国民健康保険法・生活保護法等、いくつかの法律の改正事項がありました。
今回はそのなかでも重要な3つの法改正についてご説明させていただきます。

1 傷病手当金の支給期間の通算化 (施行日:令和4年1月1日)

傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

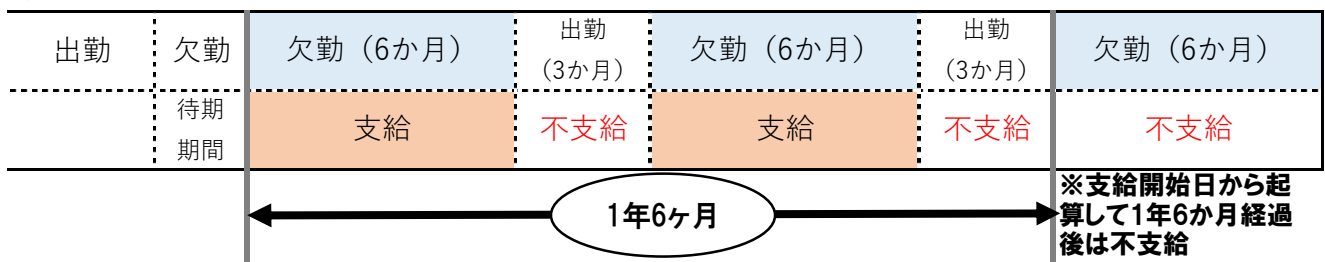
- ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

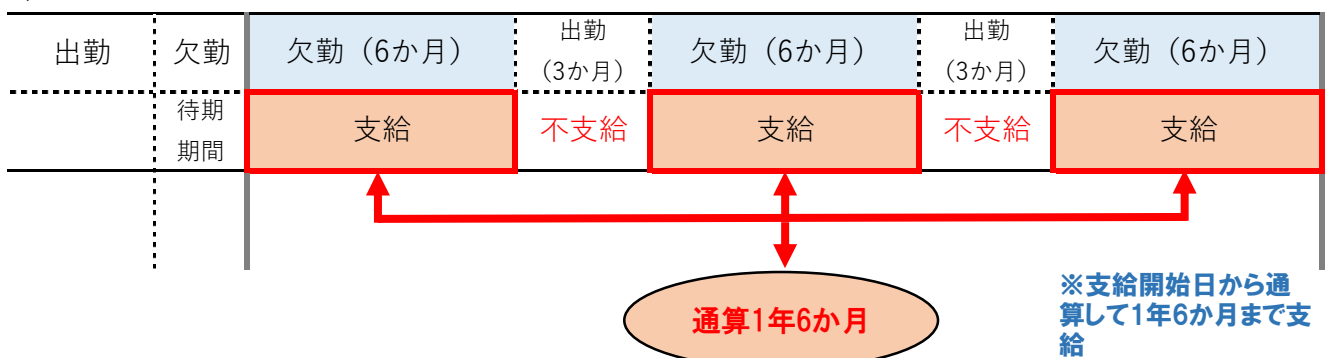
- ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)が対象です。

支給期間の考え方

◇現行の傷病手当金の支給期間



◆改正後の傷病手当金の支給期間



2 任意継続被保険者制度の資格の喪失事由の追加

(施行日:令和4年1月1日)

任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が退職し健康保険の資格を喪失した後も、最長で2年間、引き続き従前の健康保険に加入することができる制度です。

この任意継続被保険者の喪失事由について現行では、

- ① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 被用者保険・船員保険・後期高齢者医療の被保険者等となったとき

これらに該当した場合に、任意継続被保険者の資格を喪失することになっていますが、改正後は、資格喪失事由として、

⑤ 「任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合において、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき」

という要件が加わり、被保険者からの任意脱退が認められるようになります。

雪の聖母会健康保険組合組合会同意事項

3 任意継続被保険者の保険料の決定について(健康保険組合のみ)

(施行日:令和4年1月1日)

当健康保険組合では**現行どおり**、任意継続被保険者の保険料は

- ① 退職前の標準報酬月額
- ② 保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額(当健保組合では36万円)

のうち、**いずれか低い額**に保険料率^(注)を乗じた額となりました。

(※事業主との折半がなくなるので退職時の2倍の保険料額になります。)

(注) 保険料率は、40歳以上64歳未満11.898%、それ以外9.998%

(参 考) ◇令和4年1月1日以降の出産から出産育児一時金の内訳が変更になります。

支給金額：420,000円(変更なし)

内訳・・・出産育児一時金 404,000円 ⇒ 408,000円

産科医療補償制度 16,000円 ⇒ 12,000円

※出産育児一時金付加金(50,000円)に変更はありません。